

# 令和元年度年度補正予算・令和3年度補正予算

## 小規模事業者持続化補助金の申請について

小規模事業者持続化補助金	
補助金の目的	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの。
公募期間	令和5年9月12日（火）～ 12月12日（火）：〆切当日消印有効
申請先	<p>沖縄県商工会連合会</p> <p>※申請に際しては、地域の商工会の確認が必要となります。「経営計画書」および「補助事業計画書」（様式2・3）の写し、<sup>*1</sup>希望する枠や加点等に関する書類等を地域の商工会に提出のうえ、「事業支援計画書」（様式4）の作成・交付を受けてください。また、代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合加点されるため、対象の加点をご希望の事業者は、地域の商工会とご相談のうえ、商工会が作成・交付する「事業承継診断票」（様式10）も必要となります。</p> <p><b><u>様式4・様式10の発行には、一定の日数がかかりますので、余裕を持って12月5日（火）17時までに提出をして下さい。</u></b></p> <p><sup>*1</sup>提出書類については、<b><u>『応募時提出資料・様式集』</u></b>をご確認下さい。</p>
対象事業者	<p>日本国内に所在する小規模事業者（単独または複数の小規模事業者）</p> <p>小規模事業者の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・サービス業（宿泊業、娯楽業以外）→常時使用する従業員の数 5人以下</li> <li>・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 → 常時使用する従業員の数 20人以下</li> <li>・製造業その他 → 常時使用する従業員の数 20人以下</li> </ul>
実施できる主な取り組み	<p>○新規設備の導入 ○新たな販促用チラシの作成・送付・PR ○展示会展展</p> <p>○新商品開発 ○店舗改装 等</p>
補助金の概要 （補助上限額）	<p>①通常枠 50万円 ・ 2/3以内</p> <p>②賃金引上げ枠 200万円 ・ 2/3以内（赤字事業者については3/4）</p> <p>③卒業枠 200万円 ・ 2/3以内</p> <p>④後継者支援枠 200万円 ・ 2/3以内</p> <p>⑤創業枠 200万円 ・ 2/3以内</p> <p>※複数の事業者による共同事業の場合は事業者数×補助上限額（最大500万円を上限）</p> <p>※②～⑤の申請要件については、<b><u>公募要領 P.8～P.12</u></b>をご参照下さい。</p> <p>※補助対象経費については、<b><u>公募要領 P.13～P.22</u></b>をご確認下さい。</p>
資料	<p>※詳しくは、「公募要領」に掲載されています。</p> <p><b><u>「公募要領」および「様式」は、</u></b>  <b><u>沖縄県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。</u></b></p> <p>URL：<a href="http://www.oki-shokoren.or.jp/jizokuka/">http://www.oki-shokoren.or.jp/jizokuka/</a> ※ 随時更新します。</p>
その他	申請に際して、必須提出書類等（特にCD-R等の電子媒体）の送付漏れがないよう十分ご注意ください。